

知的財産戦略本部構想委員会（第3回）

日時：令和7年2月14日（金）10：00～12：10

場所：中央合同庁舎8号館8階 特別中会議室

出席：

【大臣】

城内内閣府特命担当大臣（知的財産戦略、クールジャパン戦略）

【委員】

出雲委員、伊藤委員、遠藤委員、加藤委員、黒田委員、黒橋委員、塩野委員、杉村委員、竹中委員、立本委員、田中委員、田路委員、中村委員、波多野委員、林委員、福井委員、本田委員、村松委員、渡部座長

【参考団体等】

一般社団法人日本新聞協会、

一般社団法人日本音声AI学習データ認証サービス機構（AILAS）、株式会社 AI Samurai

【事務局】

奈須野事務局長、守山次長、渡邊参事官、山本参事官、白鳥参事官、高橋企画官、谷貝企画官、道祖土企画官

1. 開会

2. 議事

（1）「知的財産推進計画2025」に向けた検討について

（2）意見交換

3. 閉会

○渡邊参事官 本日は御多忙のところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

内閣府知的財産戦略推進事務局参事官をしております渡邊でございます。

会議に先立ちまして、本日の会議の進行について御説明申し上げたいと思います。

本日の会議につきましてはハイブリッド開催ということで、傍聴はオンラインとなります。オンラインで出席されておられます委員の皆様におかれましては、会議中はカメラを常にオンにいただきまして、御発言を御希望の方は挙手ボタンにてお知らせいただきますようお願い申し上げます。

また、本日は多数の傍聴をいただいておりますけれども、傍聴者の皆様はカメラをオフ

にさせていただきます、マイクもミュートにさせていただきます、会議の様子のスクリンショット、あるいは、その録音・録画は御遠慮くださいますようお願いいたします。

それでは、少し早いですがよろしいでしょうか。

それでは、ただいまから、知的財産戦略本部、第3回「構想委員会」を開催いたします。

改めまして、本日は御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は「『知的財産推進計画2025』に向けた検討について」ということで、引き続き御議論をいただきたいと思っております。

本日の委員の御出席の状況でございますけれども、梅澤委員、松山委員が御欠席。オンラインで入っていただいている先生方は、出雲委員、伊藤委員、加藤委員、竹中委員、立本委員、波多野委員がオンラインでの参加となっております。

続きまして、本日使用する資料を御確認いただければと存じます。

事前に事務局から御連絡をさせていただいておりますとおり、本日使用します資料は、資料1のIPトランスフォーメーション。

資料2の意見募集の結果概要。

資料3の日本新聞協会様の御提出資料。

資料4のAILAS様御提出資料。

資料5のAI Samurai様御提出資料となっております。

なお、資料3でございますが、日本新聞協会様の資料につきましては、資料投映時、委員向け机上配付させていただいているものとは異なるもの、一部非公開のものを投影させていただきますので、あらかじめ御了承いただければと思っております。

それでは、ここからの議事進行につきましては、渡部座長にお願いしたいと思います。

○渡部座長 おはようございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は、城内内閣府特命大臣に御出席いただくことになっておりますけれども、公務の御都合上、終盤に入室いただき、閉会の御挨拶をいただく予定としております。

初めに、知的財産推進計画2025に向けた検討について、資料1から2に基づき事務局より説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 ありがとうございます。

そうしましたら、資料1、2につきまして、事務局のほうから御説明申し上げたいと思っております。

まず、資料1でございます。

1ページめくっていただきまして、1ページ目でございますが、これまで「知財戦略の振り返りと今後の方向性」、また「イノベーション拠点としての競争力強化」について御議論をいただきました。本日の会では「AIの利活用による知的創造サイクルの加速化」につきまして御議論いただきたいと思っております。

進みまして、3ページ目でございます。

「AIの利活用による知的創造サイクルの加速化」でございますが、目指す姿としましては、AIの利活用推進による生産性向上、また、創造活動の迅速化、日本に強みがある分野でのAIの開発促進とこれによる価値の創造、経済価値の創造活動への再投資、これによって人口減少下においても強靱な知的創造サイクルの構築を目指したいと考えます。

それを実現するための課題として、3点挙げさせていただきます。

1点目、クリエイター・権利者の方々の御懸念の声が引き続き強くあるということ。

また、2点目として、発明創作等の知財制度・運用上の考え方の明確化が必要ではないかという点。

それから、最後の点は、1点目とも通じますけれども、生成AIの利用に慎重な傾向があることでございます。

これらにつきまして、この後、御議論いただければと思っております。

次のページ、4ページ目は参考資料として付してございます。今後の知財戦略の方向性といたしまして、第2回構想委員会資料より抜粋させていただきます。

それから、進みまして、1点目の論点「生成AIと知財をめぐる懸念・リスクへの対応等について」でございます。

めくっていただきまして、7ページ目でございますが、こちらが中間取りまとめで示させていただいた考え方になってございます。

生成AIに関わる幅広い関係者が法・技術・契約の各手段を適切に組み合わせながら連携して取り組むことが必要であると。これによって、AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステムの実現を目指すとしてございました。

8ページ目、9ページ目では、最近の動きを整理させていただいております。

政府の動き、民間の動き等々を御紹介してございますけれども、民間の動きということで整理をさせていただいている中から、本日は、AILAS様、それから、新聞協会様よりこの後、御発表をいただきたいと思っております。

10ページ目に進んでいただきまして、海外で開発された生成AIと知的財産法の関係について、改めて整理させていただきます。

まず、日本の場合でございますけれども、日本の知的財産法との関係におきましては、AI学習での著作物等の利用というのは原則として許諾不要ということになってございます。一部、データベース著作物を利用した場合には許諾が必要であるとか、あるいは、契約で制限された営業秘密、限定提供データの不正取得・不正使用等は規制対象であるというところがございます。ただし、AI事業者のほうから学習データ等の開示がなされない場合には、この違反行為の有無の判断というのは非常に困難であるということでございます。

これら日本法の考え方が、海外で開発された生成AIに適用し得るかについてでございますが、2ポツで整理をさせていただいております。知的財産権法というのは属地主義が基本となっておりますので、日本における行為については日本の知的財産法が適用されるわけですが、国外における利用行為については現地法の規律が適用されるという

ことになってございます。

また、企業内で生成AIの利用をした場合ということでございますが、秘密保持義務のない生成AIからの情報漏えいについては、秘密管理性がなく、不可罰となり得る点に留意が必要であるということでございます。この点、経済産業省知的財産政策室のほうから出ております「機密情報の保護ハンドブック」でも注意喚起がなされているというところでございます。

進みまして、11ページ目でございますが、こちらが、今日御議論いただきたい論点になってございます。

「AI技術の進歩と知的財産権の適切な保護が両立するエコシステム」の実現を目指していきたいわけですけれども、一方で、AI事業者による情報開示が進んでいない点が課題となっているという指摘が存在してございます。

これによって、自己のデータが利用されているかどうかというのが不明であるため、ライセンスによる対価還元の手機が得られないとか、あるいは、AIの利用者側としても様々な訴訟リスク等に鑑み利活用を躊躇するといった影響が生じている可能性があるということでございます。

仮に、情報開示が進んでいないことがライセンス市場形成とかAIの利活用を阻む要因となっている場合には、AI事業者の方々による開示とか第三者による認証等々といったような形で、さらに透明性の確保を促すような仕組みの検討が必要かどうかという点につきまして、御意見をお伺いしたいと思っております。

次の論点に進みまして、発明の保護の在り方についてでございます。

13ページでございますけれども、中間取りまとめでの方向性でございます。

AIを利用した自然人についてということでございますが、従来の発明者認定の考え方が適用できるというところまで整理をさせていただいております。

一方で、今後もAI技術の進展とか、あるいは、国際動向等を踏まえながら、適切な発明の保護の在り方の検討が必要であるというところで昨年終わっていたというところがございます。

14ページ目に、直近の動向を整理させていただいております。

裁判動向ではDABUS事件を紹介させていただいております。

我が国でも地裁判決の後、この1月でございますが、知財高裁判決が出てございまして、特許庁による出願却下処分というのが支持されているという状況になってございます。

また、主要動向（政策）につきましては、アメリカですけれども、昨年2月でございますが、AIの支援を受けた発明の発明者適格に関するガイダンスを公表してございます。この中で、AI利用発明において、AIの開発者に発明者としての地位を与え得るという点を示唆してございます。

また、WIPOのほうでも、AIと知財について、政策立案者向けのガイダンスを発表してございます。

後ろのほうに付しておりますのは、それぞれの動きの参考資料でございます、18ページ目に飛んでいただきまして、米国でのガイダンスの概要でございます。

AI利用発明の際に、AI開発者が発明者になる可能性があるかという点につきまして、④⑤でございますが、状況によっては特定の解決策を引き出すために、特定の問題を考慮してAIを設計、構築、または訓練する自然人が発明者になる可能性があるという点を示唆してございます。

それと同時に、⑤でございますが、単に発明に使用されるAIを所有または監督する者というのは発明者とは言えないということも併せて示しているというところでございます。

これらを踏まえまして、20ページでございますが、本日御議論いただきたい論点でございます。

AIを利用した発明創作活動については、既に研究開発活動の中で生じているところかと思えます。こうした中で、特許制度上、AI開発者の貢献というのをいかに評価するか、我が国においても検討を深め、結論を得るべきではないかという点が問題意識でございます。

「従来の発明者認定の考え方」につきましては、上のほうに御紹介しておりますが、発明の技術的特徴部分の具体化に創作的に関与した者という形で整理されてございます。これを、AIを利用した発明における開発者に適用した場合の考え方につきまして、ぜひ、御意見をいただきたいと思いますと思っております。

AI開発者に発明者としての地位を与えるかどうかというところを検討する際の視点といたしまして、事務局より2点挙げさせていただいております。

1点目は、イノベーション推進の観点でございます、AI開発者等に発明者としての地位を認める方向性というのは、我が国のAIツールの技術開発の後押しになるのではないかという点。また、先行発明として公開されることによるさらなるAI開発の促進に寄与することが期待されるのではないかという点を指摘させていただいております。また、AI利用発明における発明者の定義にどこまで含まれ得るかといったような検討が必要ではないかという点が2点目でございます。

続きまして、知的創造サイクルの加速化についてでございます。

知的創造サイクルの各段階において、AIの利活用というのが考えられるのではないかと考えてございます。

24ページ目に利活用事例を幾つか御紹介をさせていただいておりますが、本日は、AI Samurai様をお招きいたしまして、この後、お話をお伺いすることを予定してございます。

それから、進みまして「データ利活用」についてでございます。

こちらについても、政府部内の動きというのを整理させていただいております。

26ページ目でございますが、価値あるデータの保護につきましては、知財事務局でも、2017年に一度、検討を行った経緯がございます。2017年の「新たな情報財検討委員会」におきまして、価値あるデータの保護の在り方を検討したということでございまして、その

際には、利活用の推進を第一とする観点から、強い権利ではなく契約による保護を原則としつつ、不正流通を防ぐ観点から、不正競争防止法に新たな類型、限定提供データを創設するという対応を図ったということでございます。一旦、知財的側面としては、2017年の検討をもって結論を得ているという状況になってございます。

その上で、最近の政府部内の動きでございますが、28ページ目に進んでいただきまして、政府部内の直近の取組でございます。

「デジタル行財政改革会議」におきましてEU等において、データ利活用に係る法制度整備の動きが進んでいるということ踏まえまして、今年の夏をめどに我が国としてもデータ利活用制度の在り方についての基本的な方針を策定するという方向性を示してございます。この中では、知的財産保護の観点も加味しながら、在り方というのを検討していくということとされてございます。

それから、1枚進んでいただきまして29ページ目でございますが、国連による「国民経済計算」の国際基準の改定の動きの中でも、データの価値に注目いたしまして「データを固定資本として記録する」という方向で検討が進められているところでございます。

戻りまして、27ページ目でございますが、その上で、私ども知財事務局としてデータ利活用の推進に貢献できることといたしまして、2点挙げさせていただいております。

1点目、知財・無形資産の可視化と投資促進を進めているわけですが、この中でも、データを含めて企業価値の源泉として重要であるということ発信していくこと。

また、2点目といたしまして、今年春に策定する国家標準戦略におきましても、AI・データというのは重要領域候補の一つとされてございますので、今後、その国家戦略の下で官民でルール形成を進めていくこととしてございます。

それから、最後に、論点につきまして、32ページ目でございますが、1枚でまとめさせていただいております。本日御議論いただきたい点でございますけれども、制度・システムの対応の方向性についてということで、まずは透明性の確保を促すための仕組みの検討が必要かどうかという点。

それから、2点目といたしまして、AI開発者への権利付与の在り方等について。

3点目といたしまして、AIの活用が期待される領域があるかどうか。利活用を進める上での課題はあるかという点について、御意見を頂戴したいと思っております。

続きまして、資料2でございますが、昨年11月から12月にかけて実施いたしました意見募集の結果概要を簡単にまとめてございます。

意見提出数は981件でございました。提出いただいた意見のうち、約9割がAIに関するものということございまして、引き続き、AIと知財をめぐる論点への関心の高さがうかがえるかと思っております。

簡単ではありますが、事務局からは一旦以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

続きまして、関係事業者、団体より資料3から5に関して説明をお願いいたします。初

めに、一般社団法人日本新聞協会の福山崇プラットフォームプロジェクトチーム第1分科会座長にお願い申し上げたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○福山プラットフォームプロジェクトチーム第1分科会座長 朝日新聞社の社長室の福山と申します。よろしくお願いいたします。今日は日本新聞協会として御報告申し上げます。

事務局からも御案内がありましたが、今日の説明は特定の事業者をやり玉に上げることが目的ではありません。公表資料では事業者名やサービス名を空白にしている箇所があります。構成員の先生方におかれましては御配慮をお願いいたします。発表時間は5分程度と伺っていますので、駆け足になります。何とぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、お手元の資料に沿って御報告いたします。

1 ページ目が今日御報告する内容です。2 ページ目について、先ほど説明がありましたが、法・技術・契約に分類して課題を整理していく点には賛同するところです。

3 ページ目ですが、法・技術・契約の相互補完性がなかなか機能していないのではないかという問題意識があります。報道コンテンツの権利保護や適切な利用という観点において、なかなか機能していない、機能不全ではないかという問題意識です。これは抽象論ではなく、様々な生成AI事業者と接したり、あるいは具体的な交渉を重ねたりする中で実務的に感じているところです。

より、具体的に御説明いたします。4 ページ目です。

最も大きな問題意識の一つとして、生成AI事業者が新聞社や通信社の報道コンテンツを一体どう食べているのか、あるいは食べているのかいないのかが分かりません。学習していることを「食べている」と表現していますが、学習状況が見えないことに非常に困っています。

下の表にあるように、EUではAIが何を食べているか、つまり学習データの開示に対して議論が進んでいるようです。また、日本の文化庁文化審議会の小委も昨年3月に「AIと著作権に関する考え方について」で解釈を示しました。新聞・通信社には、情報解析用のデータベースを販売していたり、あるいは販売しようとしていたりする事業者が多くいます。こういった事業者が、ニュースサイト、例えば「朝日新聞デジタル」から勝手にデータを持って行ってはいけないと考えており、文化庁の考え方ではrobots.txtと言われる技術的な措置を迂回して勝手にデータをクロールしていくと著作権侵害に当たる可能性がある整理されていると理解しております。

こういった様々な国内外の動きを踏まえ、大手のプラットフォーム事業者が我々の学習データを食べているのか開示を求めてきたものの、なかなか対応されていないというのが現状です。

そうすると、データをどう使っているのか分からないため、契約交渉に入るまでもなく、契約の前段階のそもそも論のところをつまずいているというのが困り事です。

5 ページ目、構成員限りの部分になりますが、robots.txtについて少し補足させていただきます。

私ども新聞・通信社は、それぞれ運営するニュースサイトから生成AI事業者の記事データを無断で取られたくないと考えています。そのため、robots.txtという技術的な措置を講じています。

インターネットのサイトを巡回してデータを集めてくるプログラムをクローラーと呼びます。例えば、ChatGPTであれば、GPTBotというクローラーがあります。様々なクローラーが朝日新聞デジタルに巡回してきて、定期的に記事を確認したり、あるいはコピーしたりしています。ChatGPTのようにクローラー名であるUser-agent (UA) 情報が公開されている場合は、朝日新聞デジタルのサーバー上にrobots.txtファイルを置けばクローラーをブロックすることができます。しかし、右の表にある通り、幾つかの大きな事業者はクローラー名を公表していないので、ブロックしようがなく、非常に困っています。

また、サードパーティーと言われますが、自分たちで運営しているクローラーでなくても、第三者のクローラーでデータを集めている場合も多くあります。第三者を含むクローラーは一説によると1,000~1,300あると言われており、新聞・通信社としては対応しようがありません。言葉を選ばずに申し上げれば「盗まれ放題」という状態で、非常に困っています。

6 ページでは、より具体的に説明するため、データが無断で取られてそのまま使用されている事例を1つ持ってきました。

朝日新聞社の記事が権利侵害されている例です。構成員の皆様には御想像できると思いますが、発表では事業者名を控えさせていただきます。右が朝日新聞デジタルのもともとの記事で、これを生成AI事業者の検索連動型の生成AIサービスが、無断で取っていった上で表示している事例です。元記事をほとんど利用し、記事の本質的な特徴とも言える主要な部分をそのまま表示しています。

検索エンジンに対する考え方は、著作権法で整理されており、新聞社の記事を含めた、様々なコンテンツにたどり着くための道案内として、軽微な利用が認められていると理解しておりました。しかし、こうしたサービスでは道案内どころか、新聞・通信社記事や、あるいは一般の方のブログなどのコンテンツにたどり着く前に、ユーザーはAIの回答でお腹一杯になってしまうのではないかと非常に憂慮しています。

この状況が一体どういう影響を及ぼすのか、新聞協会としてユーザーにアンケートを行いました。その結果が7ページ目です。

検索連動型の生成AIを含めて、生成AIの回答を見た人がオリジナルのサイトまで参照するか質問したところ、「必ず見る」と答えた人は1割にとどまっており、新聞・通信社のサイトになかなか行かないという結果になりました。生成AIのサービス上にとどまってしまう、新聞・通信社のようなコンテンツを表示している事業者のサイトにはたどり着かない「ゼロクリックサーチ」という現象が非常に頻繁に起き始めているのではないかと推察しています。

8 ページ目です。これも事業者名は伏せますが、大手の検索サービスを提供しているプ

プラットフォーム事業者において、検索サービスと検索連動型生成AIサービス用のクローラーを分けていないという実態があります。新聞・通信社は検索エンジン用に様々な報道コンテンツのデータを提供していますが、それが知らないうちに生成AIサービスに転用されています。

検索市場における独占や寡占、支配的地位を利用してこういったことを行われてしまって困っています。生成AIのサービスを止めようとする、検索結果にも出にくくなってしまわないかという懸念があり、競争法の観点からも問題意識を持っています。

ちなみに、アメリカの司法省は、競争条件を公平にするためにも、検索用に集めたデータをAIに転用されることを拒否できるようにすべきではないかという提案まで行っています。

9 ページ目です。

構成員限りになっていますが、大手のプラットフォーム事業者がなかなか交渉に応じないことを記載しています。我々は、そういった問題を自ら解決するために、様々な事業者と直接的な交渉を行っています。しかし、試験運用の段階から、「こういった利用はやめてください」と、具体的な事例をたくさん集めて、「こんなことをされては非常に困ります」と伝えてきました。しかし、事業者側は適法だとしか説明しません。なぜ適法なのか、こんなに記事が無断転用しているのではないかと訴えても、「適法だから適法である」とし、ロジックや理由をまったく説明しないため、非常に困っています。

文化庁の小委員会が昨年3月に整理した「AIと著作権に関する考え方について」を示しても大手プラットフォーム事業者の対応は全く変わらず、試験運用から本格的なサービスへの移行を断行されました。

10 ページ目です。

さらに具体的な例です。構成員限りで恐縮ですが、左の事例は新興の生成AI事業者が、新聞・通信社に限らず、テレビ局など様々なコンテンツを組み合わせて、表や写真、テキストに限らずいろいろな報道コンテンツ素材をかけ合わせて表示しているものです。これは非常に悪質性が高いのではないかと考えています。

右もある新興の事業者の事例です。どの報道機関をソースにAI回答を生成するかを指定できるようになっており、特定の新聞社の記事を引っ張ってくるよう指示できるようになっています。ユーザーが〇〇新聞など特定のソースを指定し、そこから記事を引っ張ることが簡単にできてしまうため、報道機関として非常に困っています。

11 ページ目はまとめです。契約を結ばずにサービスを強行する事業者が存在しており、法・技術・契約による相互補完関係の機能不全に陥っています。これを改善できなければ、ライセンス市場は形成されないのではないかと、というのが大きな問題意識です。

まずは民間事業者同士の交渉に委ねられているところではありますが、この1年ほど、なかなかうまくいきません。ソフトローでの対応には限界があります。生成AI時代に即した実効性のある法整備が急務ではないでしょうか。

最後に、当然ですが、AIが報道機関に代わって取材や報道を担うことは基本的にありません。新聞・通信社の経済的基盤を脅かすサービスが蔓延すれば、結果的に国民の皆様の知る権利を阻害することにつながると非常に深く憂慮しています。知財計画の策定に当たっては、こうした具体的な実務上の課題、困り事をどうか汲んでいただきたいと思います、御報告差し上げました。ありがとうございます。

○渡部座長 どうもありがとうございました。

続きまして、一般社団法人日本音声AI学習データ認証サービス機構（AILAS）の倉田代表理事にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○倉田代表理事 一般社団法人日本音声AI学習データ認証サービス機構、通称AILASの代表理事をしております倉田です。本日はよろしくお願ひいたします。

では、早速参りたいと思います。2ページ目をお願いいたします。

AILASは、日本の音声コンテンツ産業の文化的価値が、AIの無秩序な開発、活用によって棄損することを防ぎ、クリエイターとAIの共存共栄を実現するという理念に基づき非営利の活動を行っております。

主要なメンバーは、音声AI事業を10年以上行ってきた事業者と、知的財産権に明るい弁護士です。技術が日々変化する関係から、専門の研究者にも御参画いただいております。ちなみに私は、ソニー株式会社で約20年、AIを活用した応用商品の開発に携わった後、現職の東芝デジタルソリューションズで音声AIの事業企画を担当しております。

3ページ目、お願ひいたします。

本題に入る前にもう既に話をしてはいますが、一点だけ用語の説明です。

私がこの後も話します「音声AI」という言葉は、「AI音声合成技術」と「AIボイスチェンジャー技術」、両方を併せた呼称にしています。耳慣れない言葉かもしれませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、4ページ目をお願いいたします。

音声AIは、技術の劇的な進化に伴い商用利用が加速すると言われていています。実際、海外では爆発的に増えてきているという事例がございます。しかしながら、日本では有名キャラクターの無許諾生成AIカバーの問題が話題となっているため、事業者がAIを積極的に活用しにくいという事象が発生しています。音声AI事業を実際に行っている私の肌感覚としても、以前より有名声優さんとの契約がしにくくなってきたということを感じています。実際に影響があるため、今回のフェアトレードシステムの御提案に至りました。

仕組み自体はシンプルで、特に技術的にシステムで自動的にやるというようなことをあまり重視していません。基本的には、実際の人とのやり取りが中心なのですが、実演家の許諾範囲を尊重するという一番を考えています。実演家と事業者がフェアな契約を締結している事業、製品、サービスに対してAILASは認証ラベルを発行させていただきます。事業者は、そのラベルをユーザーに示すことによって、ユーザーは安心して使用することができるという世の中を目指して、この仕組みを提案しています。

5 ページ目、フェアトレードへの参画手順を簡単に御説明します。6 ページまで行ってまいります。

1 つ目のステップです。

AILASの提案するフェアトレードシステムに賛同する方々に、まず登録、無料で入会をしていただきます。どこの誰かということをお明らかにしていただきます。これは、音声の権利者と音声AI開発及び事業者の方々が対象になります。一般の方は対象にしておりません。

2 つ目です。

実演家の皆様の実演家意志登録の実施です。これは、どういうことを許諾するかという許諾範囲です。

実は、音声AIに対する実演家の皆さんの考え方は個々人で異なっていて、結構ばらつきがあります。いい、悪い、全く使わせたくない、いろいろな方がいらっしゃいます。この考え方を細かく登録、そして、開示をするということを通じて、実演家本人の意思を尊重した事業を行いやすくしていこうと考えています。

次です。7 ページ目をお願いいたします。

3 つ目のステップです。

音声の権利保有者が所有する学習用の音声データの登録をしていただきます。ただ、この登録は、ラベル発行に対しては必須事項ではないのですが、やはりどういうデータが学習用に登録していいよと言っているのかを明らかにするために、関係者に登録を促していきたいと考えています。

そして、最後のステップは、AI事業者の登録です。事業の登録です。

AILASが準備した質問に回答してもらい、正規に回答してもらいイコール契約に当たるとは思いますが、フェアだと確認できた音声AI事業に対して登録認証番号とラベルを発行いたします。この際、AILASは、権利者と事業者の個別の契約や支払いなどについては直接関与しないこととしております。その理由としては、業界慣習もございまして。あとは、個別の契約の詳細は当事者同士の守秘義務になっていることが現在多くて、開示を求めると、この活動に多くの方が参加しにくくなってしまうと考えたからです。なので、外部の認証を取るときのお約束事を基盤に、この認証を出していくと考えております。

8 ページになります。

AILASは、多くの事業者の関係者に参画していただきたい関係上、特定の事業のための活動を行わないようにはしています。皆様の大切な情報を扱って、非営利な第三者機関としてラベルを発行、フェアな市場形成の下支えをするということを目指しています。

9 ページになります。

昨年、内閣府から示された「AI時代の知的財産権検討会 中間とりまとめ」の「生成AIと知的財産権との望ましい関係の在り方」という報告書があったのですが、この報告書と私たちの活動は基本的に重なっています。先ほど御説明した登録認証ラベル発行を通じた活動は、その資料、報告書にある「望ましい取組の例」という部分を、実施する際の実際

の関係者の負担を和らげるということが分かっています。それによって、より多くのビジネス関係者に対して望ましい利活用を促せるだろうと考えている次第でございます。

10ページになります。

生成AIと音声をめぐる問題は、現在、世間の注目を浴びているトピックだと思います。記事になったり、記者会見があったり、そういうことが起きているのは皆様御存じだと思います。AILASの提案するフェアトレードの仕組みは、実演家やAI開発事業者にしっかり活用してもらわなければあまり意味がありません。そのために、現在、分かりやすい事例を実現すべく、実演家の団体と複数のAI開発事業者と連携して、具体的な施策の準備を進めています。出来次第発表したいと思っております。

また、AILASの入会に関しましては、設立以降、多くの権利者、AI開発事業者の皆様にご説明させていただいております。実際に入会に向けた社内手続きを進めていらっしゃる企業様が増えてきています。これは、社団法人に入会するのに結構時間がかかるというところがあるのが背景です。

入会企業の製品への認証ラベルの発行の手続きもスタートしており、間もなく第一部発行が行われる予定です。今後、適宜、情報は公開、発信する予定ですので、よろしくお願いたします。

私からAILASに関する御案内は以上になります。御清聴、ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

それでは、最後に、AI Samuraiの白坂代表取締役社長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

○白坂代表取締役 よろしくお願いたします。株式会社AI Samuraiの白坂といいます。私、大阪大学と北陸先端科学技術大学院大学の大学発ベンチャーということで、北陸先端大学のほうは博士課程卒業後に第1号ベンチャーとして会社を設立しております。

まず、AI Samuraiの特徴になっておりますけれども、こちらは、いわゆる特許の検索、そして、特許が取れそうかどうかをA、B、C、Dで評価するランク評価。さらには、AIで特許の書類を作成してしまうという3つの機能を弊社製品は整えております。

AIがまだ話題になる前の頃から、アメリカでは2011年ぐらいから話題になったのですが、その頃から結構AIに興味を持っていて、ある会社を介して2018年からAI Samuraiの前身のIP Samuraiというシステムを作っております。

日本の特許のみならず世界の特許の評価をするときに、クレームチャートという、これは審査官の方も審判官の方も弁理士も使うものなのですが、その比較表です。この比較表を、世界で最初にIT化したのが弊社になっております。それによって特許が取れそうかどうかの判断をし、さらに特許書類を書くというものを、2021年、2022年ぐらいから作っております。生成AIが結構話題になる前から独自で作ったりしております。そして、さらに、今はやりのGPTなどを搭載することによって、より加速化してきております。

世界の中でリーガルテクノロジーの分野で評価するCBインサイトというのがあるのです

が、一応、日本企業では唯一選ばれておりまして、知的財産のみならず、契約とかいろいろなものがありますけれども、世界の中でも特にアメリカは大きな市場がございますので、その中でも日本企業で選ばれたことが弊社の中では誇りになっております。

また、AI Samuraiという会社の由来は、いわゆる弁理士、弁護士、税理士、この士業がサムライ業と言われておりましたので、それをAIで変革するということで「AI Samurai」という名前をつけております。

それでは、弊社のシステムの中でも幾つか面白いシステムがあるのですが、今日は動画で2つ用意しました。

まず1つ目が、対話型の特許文書作成システムです。

こちら、動画を見ていただきますと、まず発明の概要を入れていただきます。概要を入れれますと、AIがこのように質問をしてきてくれます。どういう生成AIを使うのだとか、どういう情報を入れるのだと。

もう一度入れますけれども、このように生成AIが発明の内容に対して質問をしてくれまして、そして、回答案を記入してクリックをすると、右側の特許書類がどんどんどんどんアップデートされていくというような仕組みになっております。

さらに、このように近い文献とかをコンピューターが見つめてきてくれまして、それを入力していきます。技術と技術の比較が生成AIはしにくいと言われていたのですが、そこら辺も工夫しておりまして、こういった技術の相違点を見つけ出したり異なる点を見つけたり、図面を入れたり、そういったことをすることによって、対話型で情報をインプットすることによって特許書類が自動的に作成される内容になっております。そして、このように約5分から7分ぐらいで特許書類が自動的に作成されるというものになります。

この特許書類は、現在、企業の中でどのように使われているかといいますと、そのまま出すというよりは、これを読むことによって、新しい発見、気づきがありますので、それをもう一回ブラッシュアップすることによって、新たな気づき、そして、特許書類へと転換していくというような流れになっております。

よく、AIが発明、考えるということが議論にはなるのですが、実際の現場では、それを見て、人間が考えて編集して書類を作成することが多いかなと思います。このように、実は質問をAIにやりますと、人間は結構ストレスを受けてしまいますので、AIが質問するのですが、その質問に対してAIが回答案を作るという機能も入れております。ですので、理論上は、ただクリックをしていくだけで特許資料ができてしまうというところはあるのですが、実際の現場では、皆さん、創意工夫して内容を入れているかなという感じです。

また、この審査シミュレーション、これは先ほど言ったクレームチャートになるのですが、こちらは動画を用意しませんでしたけれども、発明と文献との比較をしまして、そして、GPTを使うともっとこういうことを考えたほうが良いよと。あなたの発明はこんなところが駄目だからもっとこうしたほうが良いよというアドバイスをしてくれることによって、技術者の方々が早く、どのような発明を考えるべきかということが分かります。そして、

CとかDですと評価が悪いので、もっと考えろと厳しめになりますが、AとかBだと褒めてくれたりするというような機能です。

現在、図面を入れるだけで、図面の内容から特許書類も自動的に作成してくれます。これは、実際、普通の人間よりもレベルが高いときもあります。

そして、最後に、この特許文書編集機能というものです。こちら面白い機能になっていますので、動画を用意いたしました。

こちらは、弊社が特許を取ったのですけれども、その内容を、例えばこのように指定をしまして「弊社のこの特許文書作成システムをロボット会話装置に変更してください」と入れるだけで、ロボット会話装置に内容が変更してしまうというような内容になっています。

発明の場合、どうしても従来技術と従来技術の組合せだったり、ある技術をほかの分野に転用する。私、富士フイルムにいましたので、富士フイルムですと、例えば写真のネガフィルムを化粧品に転用しましたと。そのように技術の転用、また、技術と技術、既知と技術の組合せ、これをAIに指示することによって、気軽に簡単に特許書類が作成することができるというものになっております。

また、これも、実際の現場では、これをそのまま出すかというのと、それなりに特許庁の切手代もかかりますから、皆さん結構チェックして、修正して考えて出すという傾向があります。

このシステムを使いますと、小学生、中学生、高校生でも特許出願が気軽に簡単にできるようになります。山村建太君の発明は「ホットシャーペン」といいまして、受験会場で手が凍えて速く書けないので、シャーペンが暖かくなると速く書けるということで考えたペンになったのですけれども、こちら特許庁で一発登録になっております。

弊社のシステムを使っていただきますと、某自動車メーカー、某電機メーカーの方は、ほとんどの評価がCやDランクです。ただ、子供発明の現場ですと、ほとんどがA、Bです。ですので、アイデア力でいきますと子供のほうが高いということになるのですが、技術の内容に落とし込むのが下手くそなので、そこをAIがサポートしますと、子供のほうが特許は取りやすいです。

私が担当しますと、子供の特許は特許庁の切手代、いわゆる審査請求というのが15万ぐらいかかるのですが、それが全部無償になりまして、登録料も無償になるということで、今、ボランティアで無償特許出願ということをやっております。

一例ですけれども、京都のローム様が、神奈川県平塚中等高等学校の高校生に寄附していただきまして、特許庁の切手代1万4000円を寄附していただき、子供たちが発明を考えて、テーマを与えて、無料で、権利が取れたらローム様が後で買ってくれるということで、今、子供も発明を考えたらお金になるんだと。そうすると、発明を考えれば日本は明るいのだと。今、日本の特許出願件数はどんどんどんどん低下してきております。中国が増えてきています。ですから、私の企業の理念は、日本の特許出願件数が、今、すごく

低いのですけれども、中国を越すぞということで、150万件と言ったのですが、中国は気がついたら168万件ぐらいになっていましたので、まだ足りないということで、これがあれば、子供も3つ、4つアイデアを出せばすぐ特許が取れるということで、こういったことを活動として頑張っております。

以上です。

○渡部座長 どうもありがとうございました。

それでは、3人の方のお話を伺った後ということで、意見交換に入ってまいりたいと存じます。

まず、意見交換の冒頭では、ただいまの御説明について、質疑を少し受けていただきたいと思いますが、その前に、途中退席予定の出雲委員に、事務局説明を含めた全般に関して御意見をいただければと思います。お願いできますでしょうか。

○出雲委員 ありがとうございます。

今日は全体について意見を申し上げたいので、冒頭にコメントをさせていただきます。

今日の事務局の資料の4ページにもありますけれども、我が国は人口減少、イノベーション人材の減少という、イノベーションについては逆風が強くなる国であります。その上で、AIはゲームチェンジャーですから、指数関数的に成長します。ですので、AIフレンドリーな社会に我が国がなれるかどうかは、この議論の中で一番重要な論点だと思うのです。

1ページ前に戻っていただいて、3ページ目の3つ目の四角にありますとおり、我が国は少子高齢化が進み極めて重要なイノベーション人材が減少するため、世界で最も生成AIを活用する必要があります。しかしその日本が生成AIの利用に慎重な傾向だということがここにも書かれています。つまりAI時代に向かうようなイニシアチブが2025では求められるのです。今の日本に必要なものは、単純な規制強化ではなく、日本社会全体の生産性向上です。日本社会全体の生産性を向上させるために、AIスタートアップの促進と、大企業によるAIスタートアップの活用を通じて、日本社会全体の生産性が向上するような提言を、我々構成員はしていかなければなりません。

AIスタートアップ、AI促進のために、日本のAPPIは、EUのGDPRと比べて非常にいいポジション、優位性があるとみなせると思います。これは釈迦に説法ですけれども、日本のAPPIは、EU GDPRほどリジットではないですし、アメリカよりも慎重です。アメリカは個人情報保護に関する連邦法はありませんので、今日出てきたプラットフォームも、カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)に準拠しているものがグローバルに展開しています。ですから、日本のAPPIは、GDPRほど厳格ではないし、米国ほど緩くもない非常に今いい立ち位置にいるわけです。日本がそのソフトロー、ガイドラインベースの匿名加工情報の積極利用や非選別利用を条件とした規制緩和を、厳しくて困っているEUと、逆に厳格さがなくグローバルに進出して軋轢を生んでいる米国にアピールすることで、民主的で開かれたAI開発推進イニシアチブを知財推進戦略で世界に発信したら、本当にやりがいもありますし、いいのではないかなと思います。

皆さん、ちょっと大きなことを言いすぎていると思っていらっしゃる方もいるかもしれませんが、FOIP (Free and Open Indo-Pacific)、自由で開かれたインド太平洋のような、安倍総理のレガシーになるようなイニシアチブに十分なり得ると思うのです。ですから、我が国の信頼できるデータ流通とイノベーション促進を両立させるAI政策として、例えば Free open AI development on Data Free Flow with Trust (DFFT) といったような、日本の中庸の、世界のいいとこ取りをしているAPPIベースのAI開発イニシアチブを世界に発信して、EUや米国からも、日本でAI産業を発展させようというような誘致もできるようなイニシアチブを2025に発信していく必要があると思います。

最後に、議論のポイントの2ポツです。

発明者については、現行の自然人限定を維持しながら、当然、コントリビューション、寄与度に応じて、AI開発者に権利付与すべきであります。知的創造サイクルをしっかりと構築していくためには、そのAI開発者を除外するということは、実務上もあり得ないので、その寄与度に応じてAI開発者にしっかりと権利付与されるような制度、日本の生産性向上という大きな目標に向かってやっていくべきだと考えます。

以上です。

○渡部座長 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど御説明いたしましたけれども、まず質疑の時間を取りたいと思いますので、先ほどのお三方の御説明に対して何か御質問がございましたら、御意見は後でまたやりますので、御質問をまず受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。塩野委員。

○塩野委員 塩野でございます。どうぞよろしく申し上げます。

皆様方、大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

AILAS様にお伺いしたいのですけれども、人の声そのものは著作権を保有しないと思うのですけれども、例えば、誰か声優さんの声を取って、それを、パラメーターをいじってちょっと違う声にした際に、そこの、似ているけれども違うなというものが作られてしまうと思うのですけれども、そのときに、そういったものの扱いはどうされるのですか。

○倉田代表理事 基本的に、まず学習の方法として、強化学習という手法やファインチューニングなどという手法を通じて、御本人に似た声を作るというスタンスのプロセスがあり、その製品化の後にチューニングを行って加工品を作るというプロセスになると思っています。

私たちが製品化を行う際は、似ている声を作る場所に対して認証ラベルをつけておりますので、それをいじったものに関しては、そのラベルの、ユーザーがいじったものになりますので、そこは元をたどれば、その主の声を活かして作られたものですので、その似た声のところにラベルがあるという考え方です。

○塩野委員 学習データは、もともとの声優さんとかで、そこから作った、強化学習をかけて作ったものを、ある種、パッケージされた製品として権利を認めて提供するというイ

メージということですね。

○倉田代表理事 おっしゃるとおりです。ソースと製品の関係性を私たちがつないで確認したという認証になります。

○塩野委員 声の主に許諾を得ているから安全に使えますよと。

○倉田代表理事 その範囲は許諾主の意思を尊重してくださいねという使い方を推奨します。

○塩野委員 その後、その声を使ってボカロを使ったりみたいなのというところまで許諾は受けているという理解なのですか。

○倉田代表理事 許諾は御本人次第なので、そこまでオーケーの方はそういう製品にできますし、そうではない方は、その製品すらならない。

○塩野委員 濃淡があるということですね。

○倉田代表理事 はい。まだら模様なのです。

○塩野委員 濃淡も、利用者、使用者としては分かります。

○倉田代表理事 製品ごとに書いていただくことになります。事業者が誰のキャストイングできるかが分かるという感じです。この人、使えない、とすぐ分かればコストが下がるという感じです。

○塩野委員 その声自体が、その後、どこかで使われてしまったときに、何らかウォーターマークみたいなもので扱われているなど分かるのですか。

○倉田代表理事 いや、そこは私たちの範疇外です。その後の出力されたものを管理するのは各事業者が結構やっていますので、そこはお任せしてもいいかなと思っています。

○塩野委員 仕組みはよく分かりました。ありがとうございました。

○倉田代表理事 ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、田中委員、お願いします。

○田中委員 田中です。貴重な御発表をありがとうございました。

AI Samuraiの白坂さんに御質問させてください。

すばらしいシステムだなと思うところなのですが、これは、割と初心者の方が、特許が取れるかどうか分からないぐらいの段階でもお使いになるということで、ChatGPTと組み合わせて、AI Samuraiの研究開発の調査評価の技術がラーニングされていくということなのですが、この内容というのは、弁理士の先生等が研究発表されている論文やそれ相当のものを全部活用されるということなのではないでしょうか。

○白坂代表取締役 基本的には、今、実は学習は再学習してなくて、一切再学習していない形で運営しています。今、世界の生成AIビジネスは、学習してしまうとみんな嫌がってしまうので、ですので、学習は、実際はGPTなども特にそうかもしれませんが、公

開されている情報をベースにされてはいるのですけれども、私どもも、マイクロソフトの特定業者は、学習しない申請ができるようになっていまして、それで、お客様にも学習しないということで提供させていただきます。

○田中委員 最初、このままでは特許が取れないなというレベルであっても、このような質問を繰り返す中で出願まで持っていける点が、このAI Samuraiの中の特徴といえるのでしょうか。

○白坂代表取締役 そうですね。仕組み的に、私のほうで設計してしまっているのですけれども、弁理士として、こういうことを聞いたらいいなとか、このタイミングでこの角度を聞けばいいなというのを裏で設定していまして、それを生成AIが案件に応じて組んだ質問して回答してもらおうと出せるということで、AIが全部考えるというよりは、発明のベースは発明者につくのですが、それをいかに聞き出すかというのがポイントになっていまして、人間同士だと結構30分ぐらいしゃべれるのですけれども、AIと人間がチャットシステムだと30分しゃべってくれなくて、みんな1分で飽きてしまうので、それをいかに引き出すかというのに特徴をつけています。

○田中委員 ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、黒橋先生。

○黒橋委員 いろいろ貴重な情報提供、ありがとうございました。

まず、AI Samuraiさんのは本当にすばらしいと思うのですけれども、これは、GPTをベースにして、プロンプトエンジニアリングが中でかなり丁寧に行われているという理解でよろしいでしょうか。

○白坂代表取締役 正しいです。

○黒橋委員 分かりました。ありがとうございました。

それと、日本新聞協会さんへも1つよろしいですか。

我々もAI開発者であるのですけれども、そんな荒っぽいことをしようとは全く思っていないで、よりよいイノベーションに向けた、どうやって協力できるかなと思いながらの質問と受け取っていただきたいのですけれども、この6ページの例は、朝日新聞の記事というのは、無料で閲覧できる部分のコンテンツだと。

○福山プラットフォームプロジェクトチーム第1分科会座長 おっしゃるとおりです。

ペイウォールの手前を無料域と呼び、向こう側を有料域と呼びますが、無料域の部分です。

○黒橋委員 無料領域というのは、ある種、広告的な要素もあったり、社会的に重要だから公開していく要素もあると思うのですけれども、それでも、そこがRAGの中で見せる。RAGの場合は、朝日新聞へのリンクもあると思うのですが、それでも、そこに表示されるというのは、無料ではよろしくないということですか。

○福山プラットフォームプロジェクトチーム第1分科会座長　そうです。御指摘のとおり、新聞・通信社がニュースサイトに無料で記事を公開している理由は様々で、ビジネス上の目的もあります。例えば、広告収入を得る、あるいはブランディング、また、大事なニュースは国民の皆様には知らせたい、有料会員への導線としてのお試し的な位置づけもあります。無料域でも様々なそういった動機がありますから、その記事データを持っていてしまうことに非常に困っています。

一方、このサンプルは無料の部分ですが、我々が調査している中では、ペイウォールの向こう側、つまり有料域のコンテンツを取られている例も幾つか見つかっており、より悪質性が高いと感じています。

○黒橋委員　分かりました。ありがとうございます。

もう一つ、グーグルニュースとか、名前を出してしまいましたけれども、あると思うのですが、そことの関係は、今どのように整理されているのですか。それと、このRAGとはどういう比較になるのでしょうか。

○福山プラットフォームプロジェクトチーム第1分科会座長　直接の関係性があるとは認識していません。

○黒橋委員　そこも無料料域を取ってきて、ちょっとスニペットが出ているということにはなっているのではないかと。

○福山プラットフォームプロジェクトチーム第1分科会座長　グーグルとは、基本的に新聞・通信社と、検索においては契約関係にはありません。グーグルニュースにおいても、基本的にはないのですが、ニュースショーケースというサービスでは、各新聞・通信社が契約しており、新聞・通信社側が選んだニュースが出やすくなります。その結果、グーグルニュースに反映されるという要素は若干あるかもしれません。しかし、基本的にグーグルがニュースショーケースやグーグルニュースでやっていることと、幾つかの生成AIのサービスとは因果関係があるとは認識しておりません。

○黒橋委員　分かりました。ありがとうございます。

○渡部座長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。オンラインで御参加の委員の方も含めて何かございましたら、よろしいですか。

それでは、御質問は以上として、関係事業者、団体の皆様、どうもありがとうございました。

それで、続きまして、事務局から説明がございましたが、資料1に関する議論に移りたいと思います。本日は、事務局より主に3点の論点提示がされております。制度、システムの対応の方向性についての2つの論点、そして、知的創造サイクル構築へのAIの利活用についての2つでございます。いずれの論点からでも結構でございますが、御意見のある方は、現地の方は名札を立てていただくか、オンラインで出席されていらっしゃる方は挙手ボタンを押していただければと思います。時間的には、1順目は二、三分ぐらいでやっ

ていただいて、もし時間があれば二巡目をしたいと思います。どなたからでも結構でございますが、いかがでしょうか。

では、塩野委員からお願いいたします。

○塩野委員 ありがとうございます。塩野でございます。

全体を通じてのお話でよろしいのでしょうか。

○渡部座長 そうです。

○塩野委員 今日、最初の御発表、ほかの方の御意見もお伺いして、全体として私なりに思ったことをお伝えいたしますと、まず、本件の論点は、産業推進と権利者保護のバランスを取るものと考えております。AI開発者からすると、論理的にやれそうなことは何でも実装してみたいと考えるであろうと。ちなみに、日本のAIのレベル感は、論文数で日本トップとされる東京大学で、世界のコンピューターサイエンスの大学ランキングだと30番台ぐらい。なので、ミドルパワー国家としては産業推進に振るべきと思います。

なぜかという、生成AI、特にLLMは、今後、主権国家が、自国のLLMを持てるかどうかという思想文化の問題になって、AIの研究者もいない小国は、みんなほかの国のLLMを使うということで、影響力工作、認知戦に非常に弱い脆弱な国になってしまう可能性があります。

ここら辺の議論でごちゃっとなっているのですけれども、LLMの学習用データというのと、先ほど来の新聞社などの記事を対象したRAGというのは違うもので、分けるべきと。LLMの学習によって生成されたものは、誰かが類似性を主張したとしても、ほとんど大規模なデータ、海にスポイトをたらしたものをもう一回見つけるみたいなことはなかなか難しいので、それはLLMというより思考エンジンですねと。例えば、ほかのLLMも教師にして、蒸留したらもう全く何も分からないという世界が今そこに来ています。

RAGのほうは、どちらかというところと交渉であり、メディア対プラットフォーマーの二者間契約で対価設定できるかどうかみたいのもありますし、今後、訴訟で判例をつくるか、また、ここであるようにハードローをやるかですけれども、日本としては、プラットフォーマーとパワーバランスが悪過ぎるので、ハードローに振るのもありなのではないかと。

そうでないと、多分、もし、RAGとしてのメディアの情報が有用であれば買収すればいい。ワシントンポストみたいに買ってしまって、そこからRAGをつくれればいいという話になるかなと考えております。

先ほどのAILAS様等々で思ったのですが、安全性から、権利者保護と、より自由に使えるという、権利者を保護しながら自由に使うという意味ですと、安全性からいうと、デスクトップミュージック、DTMのサンプル音源の音楽制作のような権利処理がなされたものをクリエイターが自由に使えるみたいな、AILASさんが、今おやりになられているようなものも一考に値するかなと思います。

最後ですけれども、産業推進、産業政策としては、何となく、著作権法の30条の4項で、日本はAI開発者にとって学習しやすいイメージというのはありますと、そのほか、広島AI

プロセス等々でアジェンダ設定して、そういう倫理的なところもやっていますねというイメージがありますので、本当に米中にここまで差をつけられているミドルパワーの国としては、自分の立ち位置を明確に、自分の立ち位置をちゃんと認識して追いつく、または、ディープシークがやったような形で、少し巨人の肩に乗っていくみたいな闘い方をしないと、多分、自国のものがつくれなくなっていくやに感じております。

以上でございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

黒田委員、お願いいたします。

○黒田委員 黒田です。よろしくお願いいたします。

資料1の32ページの、御意見いただきたい点の「1」のところで、AI開発者へインセンティブを与える必要があるということで、AI開発者を発明者として入れて、その寄与度において権利付与をすべきという話が、先ほど出雲委員からもございました。この点について、AI開発者へインセンティブを与えて、AI開発を促進するという総論としては賛成なのですけれども、その手段として、AIの利活用を阻害するようなやり方ではあってはいけないと思っていますので、その点について少し注意喚起をさせていただければと思っています。

AI開発者と、AIを利活用した発明を出願しようとする者とは、恐らく企業体として分かれるのではないかと思います。もし、AI開発者を発明者として入れる場合に、単に発明者として名前を付すというだけにとどまらず、特許を受ける権利も付与するというのであれば、企業間にまたがって特許を受ける権利が共有になってしまっていて、出願するとき非常に面倒なことになる可能性が出てくるかと思っています。

それと、特許を受ける権利を有する発明者を出願人側ですべてサーチしなくてはならないという問題も出てくると思いますし、一番大変なのが、各発明者が有する特許を受ける権利の持ち分がそれぞれどれほどなのかということのを計算しなくてはいけなくなり、そこで大変な手間がかかり、場合によっては紛争になってしまう可能性も出てくると思います。そうすると、面倒なことになるからやめておこうといったAIの利活用を回避する方向に走りかねない懸念がありますので、その点も十分に考えていただきながら検討していただければと思っています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、福井委員、お願いいたします。

○福井委員 福井でございます。

発表者の皆さん、大変勉強になる御発表をありがとうございました。

主に著作権について意見を申し上げます。

ここでも出てきております基本的な考え方のほうと、それから、中間取りまとめのほう、両方の委員会に参加させていただきました。何でそういう羽目になったのかは、我ながら

分からないのですけれども、前提として、10ページで「AI学習での著作物等の利用は、原則として許諾不要」とあります。その下で、例えばとして「AI学習用に整理されたデータベース著作物を利用した場合」と書いてあって、これは、例としては全くそのとおり正しいのです。ただし、その前提としての条文があります。それは、先ほど来出ております30条の4で、「ただし、権利者、著作権者の利益を不当に害する場合は除く」。つまり、不当に害するなら学習のための複製はできないという規定があります。ここをやはり実質的に考えることが非常に重要です。実質的に考えて、極端な悪用、フリーライドは抑えながら、他方で、ビジネス連携が活発に進むような促進を考えていくことが生命線だと思います。そこのバランスを欠いてしまうと、先ほどAI Samuraiさんが、現実にはなかなか無断で学習はできないとおっしゃったとおり、活発なAI開発はつまづいていってしまうリスクがあると思うのです。

そう申し上げる理由の一つが、米国でちょうど報道されたところですが、2月11日に、AI学習をめぐる初めての判決、Summary Judgementが出ました。デラウェアの連邦地裁だったのですけれども、原告がトムソン・ロイターで、ウエストローの記事が対象著作物。被告が法律調査会社で、競合する法律調査サービスをつくるための記事の学習について、フェアユースを否定しました。判決の文章自体は、競合サービスのための学習は広くフェアユースは無理と読める記載に今のところなっているように思います。ただ、まだ十分読み込まないといけない。

もちろん、裁判はまだほかでも続いておりますし、さすがに幅広くフェアユースは無しで行くとも予想しがたいところではあるのですが、予断を許さない状況に米国もなってきたなと思うところでもあります。

こういうことも念頭におきながら、いただいた問いの、その1です。

学習データの情報開示が進んでいないことが適切なライセンス市場の形成を阻む、あるいはちゅうちょさせる要因と言えるかということ、やはり情報がないと交渉にならないとは私も思うので、この情報の非対象は厳しいだろうなと思います。よって、AI事業者側に情報開示等による透明性の確保を促すための仕組みの検討が必要であろうと考えますし、ほかの点については、基本的にソフトローで対応すべきだと思いますが、この部分についてはハードローやむなしかなど、感じるころでした。

私からは以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

中村委員、お願いします。

○中村委員 EUが規制色の強いアプローチである一方で、トランプ政権は、AIの開発に舵を切る模様であります。これに対して日本は、資料の3ページの冒頭にありますように、AIの利活用促進を第一に掲げておまして、その方向性に同意いたします。

デジタル敗戦は、デジタルの利用の敗戦でした。このままでは、AIの利用に劣るAI敗戦になる危険がありまして、そうすると日本は未来が見通せなくなります。AIに対する懸念

や危惧も聞こえるのですけれども、ネットの勃興期にも同じような懸念や危惧はよく聞きました。結局、そのトーンが強くて、日本はデジタルの利用面で劣後したと認識しております。

具体的なAIへの向き合い方という点で、日本は、資料の7ページに図がありますように、法規制には幾分抑制的で、契約や技術での対応を重視しているというのは妥当だと考えます。そうであれば、例えば、AI学習について、制度的なアプローチが議論されていますけれども、エンフォースに至るまでを考えますと、それがいい案であっても、時間的、社会的コストがかかります。そういうのは、逆に、日本の楽曲や漫画やキャラクターを徹底的に学習させて侵害コンテンツを自動検出するAIを開発して実装して、法的措置を取ったほうが効率的ではないか。そうした技術アプローチをもっと重視するのがいいのではないかと思います。

さらに言いますと、そうした規制や技術よりも長期的に重要なのは、AIを利用するためのリテラシーでして、AI教育が重要なのですけれども、これについてはまだ対策がありません。特に、高等教育でAIリテラシーを高める策を講じたいところであります。

もう一点、この知財戦略とは少し離れるかもしれませんが、利用促進策として提案しておきたいのは、行政が自ら使うことです。民間に向かって旗を振る前に、霞が関自らAIを使いこなしてもらいたい。会議の資料とか議事録の作成とか国会答弁の作成とか政策の企画とか、やれることはたくさんあります。その導入目標と成果が見える化されたら民間にも広がるのではないかなと思います。

最後に、加えて、AI戦略はデータ戦略と一体であって、その点、29ページにあるSNAの改定は、かなり大きなきっかけになるのではないかと考えます。各社の会計法も変わるというのはまだ先になりますけれども、GDPに波及するというのは、データを重要な資源と見る企業行動に直接波及すると考えますので、この点は注目を高めてよいのではないかと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

田路委員、お願いします。

○田路委員 本日も取りまとめ、ありがとうございます。

今日、意見を求められているポイントで言うと2つあって、1つが、まずAI開発者の権利付与の在り方等についての意見と、それから、新たな知的創造サイクル構築へのAI活用という観点で少し意見を述べたいと思います。

まず、知財のイノベーション推進による国全体の生産性向上及び国家戦略として知財立国創造という観点から、やはり知財の創造保護、活用の各プロセスにおいてAIが利活用されること自体は、当然、非常にポジティブであります。また、僕自身が常日頃意識を持っているスタートアップの知財意識の向上であったり、あと、知財戦略、もしくは、知財経営をインストールしていくという観点。また、その知財パーソンのキャリアをどうつくっ

ていくかという観点においても、AIの活用というのは非常にポジティブです。

後で国家戦略の観点と、それから、業務、知財パーソンとかスタートアップの業務・役割の質的变化の話。あとは、コストセンターから、知財という領域をプロフィットセンターに変換していくという観点。さらには、知財パーソンのキャリアパスの4点についてコメントをするのですけれども、まず、AI開発者の貢献に応じて権利を与えるというポイントにおいて、まず、AI開発者の権利を、既存の知的財産法の枠組みの中でやっていくのか、あるいは、新制度とか新しいライセンスの制度をつくってやっていくかの論点が非常に重要だと思っていて、もちろん、AIの領域で言うと、新しい制度をつくって、加速度的に物事を進めたいという立場ではあるものの、やはり国際的なバランスだったり、あるいは、導入のコストだったり、様々な観点でなかなか新しい枠組みで議論していくというのは、時間もコストもかかるという意味で言うと、まずは既存法の改正でできるところまでやるということと、そこからはみ出すところについては、補完的なライセンススキームという領域で考えていくというのが適当なのかなと思っています。

利活用の話で言うと、やはり国全体の知的保護水準が上がると、国内外から非常に投資を呼び込みやすくなるという観点、あるいは、活用で言うと、やはり国全体の生産性を高めていくという観点で、国家戦略としてしっかりAI利活用をうたっていただきたいというのが次のポイントになります。

さらに、AIの利活用が進むと、スタートアップの経営だったり特許庁の審査官のお仕事などが質的に大きく変わっていくという期待もあるので、この辺りも織り込んだ議論を少し進めていきたいと思っています。

さらに、一番重要だと思っているのは、知財という領域が、企業経営においてコストと言われてきた中で、このAI活用によって新しい知財のプラットフォームなどが確立されると、取引が活性化して、まさしく望んでいるプロフィットセンターがしていくというところが大きな変化だと思うので、この辺りについての具体的な施策についても議論を深めていきたいなと思っています。

最後に、私が一番高い問題意識を持っている知財パーソンのキャリアパスなのですけれども、これまでの知財の専門性に加えて、AIという新しいリテラシーを加えることで、全く新しい業務、あるいは役割、あるいは仕事が増えていくと思っています。その辺りが、私がかねがね言っている企業経営におけるCIP0という、知財をレバレッジをかけて経営を大きくしていくという役割もAIによって大きく変わっていくと思うので、この辺り、人材開発という観点でのAI活用というのもしっかりと盛り込んだ議論にしていきたいというのが私の思いであります。

以上であります。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで御参加の竹中委員、お願いいたします。

○竹中委員 それでは、2点、発言させていただきます。

1つ目は、AIの発明者認定についてであります。

先ほど、AI開発者を発明者として認定すべきかどうかというお話がありましたけれども、やはり、アメリカ法の観点から考えると、発明者を決めるのは裁判所であって、そして、もう判例的に、どういう場合にAI開発者が発明者になるかということは決まってきました。その基準に基づいてUSPTOがガイダンスを出しているので、行政機関が基準を議論する点は違和感がありました。

例えば、今回の資料1の21ページの中に具体例を出してありますけれども、恐らくUSPTOの事例をシンプルにしたものかと思いますが、ここですごく違和感を感じたのは、発明者はクレームによって決まるのに、この例にはクレームが記載されていないということです。アメリカの具体例にも、方法クレームと物の発明のクレームが書いてあって、クレーム文言によって、発明者、共同発明者が変わるということが明確にされていました。

アメリカの場合は、クレーム文言で発明者が決まるということで、より具体的なのですが、日本の場合には、特に、クレーム解釈による技術思想で決まるという考え方で、この思想の技術的特徴への創作的貢献が必要とされます。技術思想、創作的貢献という非常に曖昧な概念で判断されるということもありまして、この基準がどのように適用され、発明者が認定されるかを具体例で示していただくということが重要であると思います。

アメリカ法の基準で考えますと、AI開発者が、技術課題の解決のために、例えば科学者と一緒に共同開発したような場合、具体的には、新たなモデルを構築したような場合や学習トレーニングをしたような場合、出力にファインチューニングをしたような場合で、このような貢献が、本当にささいな場合ではない限りは、AI開発者が共同発明者になります。

企業は世界的な市場を考えていかななくてはいけないので、日本だけで権利を取ってもあまり意味がないので、やはりアメリカとあまり違った形の発明者認定基準にするというのは、問題ではないかと思っています。

その意味で、実際にこのUSPTOが出しているような例について、具体的にクレームとの関係で、どのような場合にどのような貢献でAI開発者が発明者になるかということを明確にしてもらいたいと思います。

今年のノーベル化学賞でワシントン大学の医学部の教授が、グーグルのAI開発者と一緒にノーベル賞を受賞しましたがけれども、あの例からも明確なように、技術的課題解決のために、医学者と一緒に技術者がAIを開発した場合には、医学者とAI開発者両方がノーベル賞をもらうのと同じように、共同発明者になるというのが当然ではないかと思っています。

2点目は、イノベーションとデータやプライバシーの保護との関係です。

先ほど、出雲委員のほうから、アメリカは規制が緩いというようなお話がありましたけれども、私が実際にワシントン大学の医学研究者とお話をしたところだと、最近アメリカの大学病院では、非常にデータの扱いが厳しくなっていて、患者さんのデータが使えないというような話がありました。そのために、アメリカの場合には、医療機器の市場販

売の場合に認可が要るのですけれども、その認可のデータが取れないために、AIを利用した医療機器の開発上、非常に問題が起きているというような話を聞きました。

その点から、イノベーションの促進と、データやプライバシーの保護のバランスをとることが非常に重要だと感じました。

それと、日本の大学では、研究データが各研究者で管理されていることが多いというお話も聞きました。こちらのほうも、データを円滑に利用できるように、大学が一括で管理するポリシーを明確にすることが必要だと思いました。ありがとうございました。

○渡部座長 ありがとうございました。

それでは、オンラインで御参加の加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 加藤です。ありがとうございます。

皆さんのように専門家の視点でというのはなかなか難しいのですけれども、いつもどおり実務者時点で少しだけ、すごく大卒の意見というか、申し上げられればと思います。

私、農業の業界にいて、農産物、植物はエイリアンみたいなものですので、ちょびっと切ると簡単に持ち出せて、日本で開発した種は簡単に世界にはびこってしまうというのは、どこかでお話ししたとおりなのですけれども、権利を守っていくというところがすごく難しい対象物です。

農業界で、ノウハウも含めて、栽培ノウハウとかも簡単に。「簡単」というと語弊があるのですけれども、誰のものかというのはなかなか言いにくい中で、AIを活用して、誰でも80点取れる農業システムみたいな感じで、各国、アグリテックという分野で開発が進んでいます。そこで、大きな問題に何でならないのかというのを考えたときに、やはり農業そのものが人類に必須なもので、私も、今、インド出ていっていますけれども、ライセンスのところではいろいろ気をつけてやろうと思っているのですが、そもそも、青臭い話ですけれども、みんながおいしいものを食べられたほうがいいのではないかと。国境関係なくですね。農業をそんな視点でやっていると、情報とかノウハウとかと、基本的に社会貢献的な価値に変わらざるを得ないと思っています。

生成AIが出てきて、ライセンスとかいろいろ難しい、すぐには容認できないいろいろな価値というのが無料で提供されてしまうのはあるのだと思うのですけれども、そもそも、こういう新しいツールが出てきたときに、大きな社会そのものの変革が起こるのだろうと思うと、農業を参考に言うと、農業が全人類共通の産業なものですから、やはり、データそのものが、どちらかというところと各人の貢献によっていて、それを活用する人たちが、分配という形で、しっかり提供した側というか参画している側に自動的に返すみたいな、税金の再分配みたいなことの考え方のほうがしっくりくるのではないかなと思っています。具体的に、ここに、方向性についてというところで、ばしっと何か言えるかということ言えないのですけれども、農業という観点で、そういうライセンスとか難しい業界にいるものから、そもそも税金的なものではないかと、データそのものを捉えています。

考えを共有させていただきます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

それでは、遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 ありがとうございます。

私は、AI開発者の特許への関わり方について、述べさせていただきたいと思います。

先ほどの黒田委員の御意見にほぼ賛成です。我々、AI関係のビジネスもやっている会社でございますので、発明者に加われる機会が増えると面白いなということはそのとおりでございます。けれども、AIは、基本的にユーザーが価値をつくるために提供されています。そうすると、本御提案によりAI開発者とユーザーとの間で利益相反が生じる可能性があるというのが、1つ目の懸念です。AI開発者も発明者になれるようにするためには、AIそのものが、価値創造に関してどのように関わっているかということに対するルールを検討することが必要と考えます。

2つ目として、AIを利用して発明を行うユーザーが、その発明を作るために、AI開発者に何らかの特徴を入れ込んでAIを構成するという依頼がある場合には、それは共同開発者と言えるので、特許に関しても、両方で権利を分かちあうということも可能であろうかと思えます。ただ、必ずしも特許権を共有にしなくとも、例えば、対価のやり取り等で対応して、特許権はユーザーだけのものにするという方法論もあります。それは選択肢かなという気がいたします。

最後は、将来的には、AIを使って価値を作るケースはたくさん出てくるので、1つのAIから価値を作るだけではなくて、複数のAIを使って価値を作るということも当然考えられます。複数のAIが、必ずしも日本製というわけではありません。そうすると、日本のものも使うし海外のものも使うという可能性があります。そのときに、特許付与のルールがグローバルで協調していなければ問題が生じる可能性もあり得えます。そのことから考えると、先ほど申し上げましたように、AI開発者が発明者に加わることにに対するルールというものを、日本が世界に示して、そういうものをベースにAI開発者も発明者に加わることが可能ですよねという、コンセンサスをつくり上げる活動を日本が積極的に行っていくことが必要なのではないかということを考えます。

以上でございます。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

オンラインで御参加の伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 ありがとうございます。

全体を通してなのですが、私もものづくりの経営者という立場で、これから本当に人口が減っていく中で、いかに人ではなくして生産性を上げていくかということ、このAIは絶対的に必要なツールではあるのです。そのAIを発明した人、開発者としてしっかり認定するかということなのですが、これは認定すべきだと思います。評価すべきだと思います。

というのは、やはり、すごくスキルが必要な分野だと思うのです。創造力であったり考

える力であったり。近年、やはりDXとかいろいろな意味で生成AIが先行していると、人間の力がどんどん低下していていると思うのですが、やはり、こういった新たなテクノロジーを活用するベースとなるのは人間力であって、だから、そこも教育改革併せて未来を創造しながらどういう人材が日本を先導していくかというのを想像しながら、国として、教育面からも力を加えていかなければいけないなと思っています。

一方で、使う側からすると、まだ私たちは知識があまりにも少な過ぎるので、どう使うと安全なのか。先ほど、農業の話では、みんなが共有すればいいというお話があって、農業の分野ではそれはオーケーとします。ただ、我々製造業では、国際競争力の中で、ノウハウであったり技術があまりにも海外に流出してしまうと、国の力、国の国益を損なってしまうことも考えられるので、そこは分野によって、これはいいよ、これは絶対守らなくてはいけないというところをうまく守るためには、日本のAIというのか、日本独自の技術力をもう少し強化してもらいたいなと思っています。

そのためには、規制ばかりをつくってしまうと、日本のそこが一番マイナスの要因なのです。何かしようとする、いや、これにこう影響するからああだこうだ、こうだこうだと言っているうちにスピード感が全くなくなって、結果的にほかの国に取られてしまうというのが今までの過去の事例なので、今回は、別にスタートしていいではないか。もちろん守らなければいけない大枠のところだけ決めていって、スタートしながら徐々に変えていかないと、まず本当に、スピードありきでこういうことをやっていかないと、結局、プラスのために考えられている議論が、最後、何だったんだっけという過去の御議論として、生産性とかいろいろ話しているにもかかわらず、そこにも追いつけないような日本になってしまったのでは本末転倒だと思うので、その辺もしっかりと考えながら、そして開発者をしっかり評価しないと、優秀な人材がどんどん海外に流出してしまうので、それもしっかり押さえながらと思っています。以上です。ありがとうございます。

○渡部座長 ありがとうございます。

オンラインで御参加の波多野委員、お願いいたします。

○波多野委員 ありがとうございます。

既にいろいろな委員からも出ていますが、グローバルなイノベーションエコシステムが鍵である現在、日本は、人口減少下にあって、強靱な知的創造サイクルを構築するというゴールに対してAIの利活用による知的創造サイクルの加速は必要であると考えます。

先ほど御紹介いただきましたAI Samurai、そして、今話題になっているユニコーンのSakana AIなどが、AIサイエンティストが、事実的に研究開発のプロセスを実行していくようなシステムを開発されてきています。AIによって、私たち研究者は、AIによっては創造的な研究者は失業しないと信じていたのですけれども、それも何か怪しくなってきたなどお話を聞いていて思いました。ですので、アカデミアによる知的創造の新たなAIリテラシーの教育も必要だと思っています。

AI開発者を発明として認定する論点は、データを開示することが前提で必要と思います。

一方で、遠藤委員からも御紹介がありましたように、まさにSakana AIなどは複数のAIを使っているわけで、そうすると、AI開発者を発明者として認定することがなかなか難しくなるだろうなどは、印象を持っています。

最後に、大学の立場からしますと、特に、これまでのアカデミアの知財の活用の問題点であります、大学の知の能動的な掘り起こしとか、課題となります眠っている特許、死蔵特許の活用などには、特に、大学発ディープテックのスタートアップの進展には、このAIのフル活用はとても重要だと感じています。

問題となってきました、特許出願での効率化とコスト削減に使う、特に特許出願、海外への出願費用などが大学で捻出するのは難しく、特にディープテックのスタートアップでは難しいということですが、そのような有効特許とかコスト削減や時間の節約にもつながって、結果として研究時間の確保ができて、研究力の強化やスタートアップの進展につながるとは感じています。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

本田委員、お願いいたします。

○本田委員 私のほうも、AIと発明の観点で意見を述べさせていただきたいと思います。

AI開発を推進する方向性という、本日御意見いただきたいという点、そこは本当に賛同して、ぜひ推進していただきたいと思いますが、その発明者の、AI開発者の貢献をどう考えるかといったところに関しましては、例えば21ページに、先ほど竹中先生もおっしゃっていたとおり、こういう相互作用というのが、具体的に創作活動において、AI開発者が具体的に貢献しているかどうかといったところをきちんと確認していく必要があるのだろうと思っております。

そういう視点でいきますと、今の特許法の実務みたいなところを変えずに、今までどおりの考え方でいけるのではないかとこのところを考えております。単に生成AIを活用しただけで創作に関与を認めるということになりますと、これまでの、例えば創薬分野、こういう薬を開発する分野の中においては、2000年初期ぐらいにリーチスルーという考え方があって、そのリーチスルークレームというのは厳しく判断してきたということの不均衡というものも生じるのではないかと感じております。

恐らく、生成AIの開発者側というものも、今後、ビジネスを行う上において、オープン戦略でいくのかクローズドでいくのかみたいなところの選択肢を考えながら、様々な場面でのビジネス展開が進んでいくことが望ましいのではないかと思います。

もちろん、クローズドという話でいきますと、そういう顧客との関係の相互作用の中で、まだオープンにしていけないような生成AIを活用していただきながら創作活動が行われるということになりますと、当然、その場合には、何らかの貢献というのを契約の中で締結しながら進んでいくようなビジネスが進んでいくのではないかなと考えております。

また、生成AIが本当に創作に関わるといったときに、どう特許出願の中で書かれるのか

というのは、正直、私、疑問に感じるところがありまして、特許の出願といったときには、物の発明であれば、つくれて使えてというような要件がある中で、再現性というのをどう担保していくのか、生成AIを使ったときにどう再現できたのかということの検証というのができるような出願というような要請もあるのではないかと感じております。

そう考えると、どこまで生成AIのことを出願書類の中に書き込んでいくのか。そもそも、その辺りはブラックボックスになっていくことも多いのではないかと感じております。そう考えると、開発者の貢献というのは、意外と議論する場面というのは限られてくるのではないかなとも感じております。

そう考えますと、特許の実務において、生成AIの開発者の貢献を考慮して今までの実務を変えて貢献を認めるというよりも、むしろ、その実務は変えずに、日本の中での生成AIの開発者をどう推進していくかという視点で議論をしていく必要があるのではないかなと思います。

既に日本は周回遅れみたいな、海外のプラットフォームの上に乗った生成AIを活用するというような形になっている状況ですので、日本のプラットフォームを推進して、さらに、いろいろな、今日、御意見いただいたような、データ提供するか、どういうデータを吸い上げるかといったところの問題点というのも整備した中での日本のプラットフォームができるとすばらしいのではないかなと感じております。

最後に1点だけ。資料2のほうに、これは恐らくそういう意図的ではないとは思いますが、すけれども、知財戦略を実行するためというところで、知財人材が必要だといったところに関しまして、大学でもやはり知財人材というのはますます重要になっていくかと思っております。スタートアップ推進という視点でいきますと、大学の中で初めに、初期の知財をしっかりと取るというような視点が必要になってくると思いますので、その点は、企業内というだけではなくて、大学内での知財人材の育成みたいなところも、ぜひ書き込んでいただければありがたいと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

杉村委員、お願いします。

○杉村委員 ありがとうございます。杉村でございます。

日本新聞協会様、AILAS様、AI Samurai様、いろいろと現状をお話いただきまして、ありがとうございます。今、何が課題になっているのかということも非常によく理解ができました。

資料1-1の32ページのポツ1番とポツ2番について意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、黒丸のポツ1の1についてです。先ほど、日本新聞協会様がお話しになられた幾つかの課題に加えまして、例えば、AI生成物について、著作権侵害を提起した場合であっても、一般的には訴訟相手は、生成者、AIを使った人となると思っております。この場合、AI開

発者である事業者は訴訟外になるのが一般的なので、その開示には相当な困難性があるし、開示義務もないのではないかと考えております。

この点を解決するために、仮に訴訟技術として、被告にAI開発者を含めるというようなことにした場合でも、費用も時間もかかりますし、情報を開示させるにはかなりの困難が想定されます。そして、学習情報の保存、時系列に沿った過去バージョンのモデルについて、現状、法律上の保存義務がないことから、開示されるべく情報が消失してしまうというような現状もあると思います。したがって、開示義務・透明性については、検討していく利益があるとは考えておりますが、一方で、事業者にとっては、AI開発のデータ利用が著作権上原則として自由だという状況の下では、AI開発者に利用データについて、事後検証のための情報保存を求めることは別にして、具体的かつ詳細な情報開示を求めることで、開発に余計なリソースを割く必要が生じる場合が出てきてしまったり、イノベーションの促進を損なうという可能性の側面があるかもしれません。このような課題が多くあるとは思いますが、こういう課題を検討しつつ、先ほど申し上げたように、開示手続・透明性については検討していく利益はあるのではないかと考えております。

次に、黒丸のポツ1の2、AI開発者への権利付与についてです。

先ほど竹中委員もおっしゃいましたように、AI開発者への権利付与の在り方については、やはり日本特有ではなくて国際的な動向も考慮していく必要があると思います。ただ、AI開発者を共同発明者として権利付与を行うことについては、多くの課題があると考えております。

例えば、AI開発者は、開発したAIをブラウザやアプリ、APIを介して利用させ、その利用料を徴収しているというような投資回収の方法をしております。したがって、多数の利用者によるAI利用によって、プラットフォーム上で二次的に生じる多数の特許持分によるライセンス料等の収益をさらにAI開発者に対して還元するということが、過剰な保護になり得ないかどうか、これを検討していく必要があると思いますし、また、例えば、発明の技術的特徴部分を出力することができるようになった主因がアルゴリズムにある場合、他人のオープンソースアルゴリズムを用いた場合でも、果たしてAI開発者が発明者として保護されるべきなのか、また、いわゆる、「蒸留」によって他のモデルから学習することによってAI開発を行った場合でも、やはりAI開発者が発明と保護されるべきなのか等というような多くの課題がありますし、共同発明者として認定するに当たっても、一般的には既存の裁判上の発明者や共同発明者の認定基準、及び当てはめを整理して、個別具体的な事案におけるAI利用発明に関するAI開発者の共同発明者性の認定に応用することで足りる場合もあるのではないかと思います。

米国特許商標庁のガイダンスのようなものを作成することもないわけではないと思いますが、結局、個別具体的な事案における事実認定の問題になると思いますので、一般的には、アメリカのガイダンスの指針のように、抽象的に規定するもの、または、原則・例外を規定するものにならざるを得ないのではないかと考えております。例えば、AI関連技術

に関する特許審査事例集のように、AI利用発明に関する共同発明者の認定に関わる事例集を作成していくということも一案ではないかと考えております。

それから、黒丸の2のポツについてです。

AI利用発明に関する共同発明者の認定基準に関する事項です。AI利用発明に限定されることではないのですが、米国では共同発明について広く、緩やかに認定をして認められやすいのに対して、日本は割と厳しく認められ難いというような相違があります。このような相違によって、AI利用発明に関するAI開発者の共同発明者の認定についても、米国特許商標庁のガイダンスは、日本ではあまり一般的ではないと思われまので、この点に関して何らかの国際協調というものが望まれるかもしれないと考えております。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

黒橋委員。

○黒橋委員 ありがとうございます。

AIの研究開発者の立場で少しだけ意見を述べさせていただきます。これまでの皆様の御発言と特に新しいことはないという気もいたしますけれども。

まず、AIの利活用が非常に重要であり、そのためには、我が国としてもきちんとした研究開発をする必要があると思っています。正直、なかなか我が国のITはこれまで厳しかったというところもあり、やはり、検索エンジンを持っていないというのは知識国家として非常に問題であるということで、グーグルとか、そういうサービスをどんどんやるようなものでないにしても、ウェブアーカイブの問題とか、そういうことをきちんとこのLLMの時代にもう一度考え直すことは重要ではないかと思ひますし、それをまたベースとして、先ほども、我が国としてのしっかりしたLLMを持つことの重要性の御指摘があったと思ひますけれども、最近ソブリンAIという言葉も使われ始めていますが、そういうものです。そういうことをきちんと研究開発すると。

そういう意味で、あと、追い風になっていましてのは、これは皆さんもよく御承知と思ひますけれども、ディープシークV3など、最近、1桁、2桁少ないコストで研究開発をして、かなりのパフォーマンスを示すというモデルも出てきています。それも含めて、モデルはかなり透明になってきて、いよいよデータのほうをいかに透明にするかということが重要に改めてなってきたと。そういう背景かと思ひます。

今のディープシークV3の話は、ですので、グーグル、オープンAI級の物すごいコストでなくても、我が国においても、それは相当のコストではあるのですけれども、研究開発ができるようになってきていると。そこはよいことではないかと思ひます。

その上で、1点目と2点目についてもごく簡単に。

1点目は、実は我々のほうでも研究開発しているモデルは、この学習用データを全て開示しています。そういうことが本当に必要ですし、リファレンスを示すということが重要と考えていますが、求めていくことは非常に重要だと思ひますけれども、必ずしも応じる

かどうか分からないと。そういう中で、きちんとしたソブリンAIができて、AIの多様性といえますか選択肢があって、透明性のあるハルシネーションではないかや、怪しいときにも、それがどういう根拠に基づいて回答しているかが分かるような、そういうモデルが使われていくと。選択されていくということに持っていけばいいのではないかと思います。だから、情報開示を促せばいいと思いますけれども、聞かない人はしようがない。いいモデルが、透明性のあるモデルが使われる。そういう感じかなと。

2つ目については、既に御議論があったと思うのですけれども、汎用的なAIを開発者に認めるという必要はないと思いますけれども、特化型ですね。ファインチューニングなどをして、このデータを持ってきて初めてこれが発見できた。そういうチューニングをしたような、そこもAI開発者と呼べると思うのですけれども、そこには権利は認めると。でするので、もちろん、ゼロイチではなくて、ある種の柔軟な対応が必要かなと思います。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ただいま、大臣が来られましたので、時間の関係で御挨拶を先にさせていただくようお願いいたします。その後、また議論を再開いたします。よろしく申し上げます。

○城内大臣 担当大臣の城内実でございます。終わりのほうに参りまして、公務のため、このタイミングで申し訳ございません。

本日は、委員の皆様にご積極的な御議論をいただき、本当にありがとうございます。本年の知的財産推進計画の取りまとめの議論がいよいよ本格化すると伺っておりますけれども、現在、我が国はコストカット型経済から高付加価値創出型経済への移行のまさに大転換点にございまして、こうした中、知的財産戦略は、我が国の経済やイノベーションを活性化し、そして、国際競争力を強化する上で大変重要になっていると認識しております。まさに、こちらの構想委員会の場の御議論が、今後の我が国の成長戦略の方向性をしっかり定めていくことになるのではないかなと思っております。

また、さきの総理の施政方針演説で、新たなクールジャパン戦略で定めまして、2033年までにエンタメ・コンテンツ産業の海外売上高を5兆円から20兆円とする、この目標に触れられました。そして、この海外展開支援やクリエイターの方々の環境整備を強力に支援していくと言及されております。

今後、この委員会の傘下の各ワーキンググループにおきまして、新たなクールジャパン戦略の進捗状況について御議論いただくこととしておりますけれども、エンタメ・コンテンツ産業の関連施策につきましても、皆様からの率直かつ忌憚のない御意見を賜ればと思っております。また、地方創生の観点も踏まえながら、目標達成に向けて必要となる官民のアクションを具現化していく考えでございます。

また、今後、本年6月に向けまして、この委員会で御議論を頂戴しながら、関係省庁と連携しつつ、推進計画2025に向けた検討を本格的に進めていく考えでございますので、どうか、今日いらっしゃっている皆様の御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○渡部座長 大臣、ありがとうございました。

それでは、意見交換を再開したいと思います。次に、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 本日は、貴重な資料と御説明をありがとうございました。

2つの観点において、1つずつコメントをさせていただければと思います。

1つ目の、発明者が誰かというのは、本当に線引きが難しくて悩ましいところですが、知財、イノベーションやアイデアというのが、あらゆる領域で重視される時代ですので、本日も問題意識がまたさらに高まったという次第です。

特許につながるアイデアは、何を基にして考えたのかとか、開発者がどんなデータを使ったのかということが問われますし、訴訟になりますと、類似性と依拠性が出ますので、やはり根拠があって認定されるということを鑑みますと、履歴を残すということは必要不可欠です。本日、日本新聞協会より情報提供をいただいたように、開示の問題を解決することが求められると思いますので、弁護士の先生方もお話しのように、法的な整備というのはここは必要であろうと思います。

もう一点は、21ページの創薬のところで御説明いただいていますように、これを見ると、私もベンチャー、創薬に関わる方々とよくお話をするので、伺うと、普通、こんな物質はまずもって考えなくて、候補にもしなかったものを、AIの提案によって創薬が進んだという経験談を現場で聞いたことがあります。この物質を決定した人というのは、AIの利用者でもあって発明者にもなり得るということなのですからけれども、このような事例が、今、各分野で動いていると想像しますので、もう少し実態を聞いて、丁寧に何か見ていければと思います。

また、私はテレビCMなど広告制作に関わる分野で長年仕事をしていました。広告界を対象とする雑誌の編集長として、それらができるまでの試行錯誤、工夫やアイデア、またアイデアの源泉なるものをいろいろヒアリングをして記事や書籍にして、文章に残してきました。制作物の記録と共に、常にどんなスタッフと議論をして、ロケハンをして、企業、制作会社、広告会社、フリーランスの方など全部入れてスタッフリストを作っていて、そこからインセンティブが出るわけではないですが、その人たちが作ったものだという事実が丁寧に記録はされていて、その人たちがリスペクトされたり、次の仕事につながるというようなインセンティブはあったと思います。AIの開発や活用とともに、新しいインセンティブの在り方みたいなものも同時に検討ができるとよいのではないかと思います。

もう一点、これからのAIの利用促進のところに関しましては、企業がいろいろ活用をしていくということで、先日も、例えば、いろいろなイベントで企業内の会議や組織内の会議の議事録を全部読ませればみたいな発言をされているトップの方もいらっしゃいました。そうすると、そこは結構個人情報だらけで、企業内のノウハウとかデータというのは、顧客情報でもあり仕事の進め方とかノウハウとかシステムでもありという形です。この辺

りは、今日、御提示いただいた、国連がこれから見ていくよと言った29ページの、企業の持つデータ、資産となるデータ、これが企業価値になるので、実際に財務価値に載ってくる。

非財務ではなくて財務価値に載ってくるデータの価値というのがこれから起き得るところで、例えばですけれども、自分の会社の中の価値が高まると同時に、ここから得た知見が他社にも水平展開されると、日本でも弱いと言われる総務とか人事の分野の発明が起きるというフェーズになることも想定できます。このような活用が期待されると同時に、どのように活用していくか、企業内単独&業界、さらに汎用性を想定して、産業界、市場全体ということも鑑みていくと、産業界全体の発展や、日本の企業価値全体の向上にもつながるかと思しますので、そこもスコープに入れて考えるべきかと思います。よろしく願います。

○渡部座長 ありがとうございます。

終了時間になっておりますが、多少延長させていただければと思います。

次に、林委員、お願いいたします。

○林委員 遅くなってすみません。

本日の御発表、本当に勉強になりました。ありがとうございます。私は出願業務はしていないのですが、準備書面では、文章で著作物などの類似性を微に入り細に入り書く必要があり、書いているとき、すごくむなしいのですけれども、AI Samuraiの白坂様から図面を入れるだけで、図面の内容から書類を自動的に作成できるというお話を聞いて、いいなと思いました。

今日の資料1の32ページの2つ目の丸のところ、「国際的なAI・知財をめぐる議論の潮流」についてから意見を述べたいと思います。外務省のホームページによると、2月11日、現地時間でパリで開催されていたAIアクションサミットの機会に、日本からもオブザーバー参加し、その際に、日本も「人工知能と人権、民主主義及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約」に署名したということです。外務省のホームページによると、この条約というのは、人工知能を主題とする初めての国際約束として、AIシステムのライフサイクルにおける活動が人権、民主主義及び法の支配に合致することを目的としており、締約国による適当な措置の採用・維持や国際協力の奨励を定めたものだということで、我が国は、アジア地域において唯一の欧州評議会のオブザーバー国として、この条約の起草作業に貢献できましたとのこと。このような活動も我が国はしているところですので、知財戦略の国内の議論も、我が国が周回遅れで逃げ水を追うようにならないように、国際的な議論への積極的な発信と同時並行で進めていきたいと思っております、政府関係機関での協力関係をお願いしたいと存じます。

次に、32ページの最初の丸の1番目、「AI事業者の情報開示の透明性確保の仕組み」というところです。

冒頭に、福井先生から教えていただいたトムソン・ロイターの件の判決というのは、昨

日の昼間ぐらいの段階では検索してもまだ判決はでていないという段階だったのですけれども、先ほど福井先生から教えていただいて、初めて知りました。本件は、ウエストローが作った判例要旨の利用が、フェアユースの要件である「著作物の市場への影響」に当たるとして、フェアユースではないということになったようです。事案としてはかなり悪質で、ウエストローのコンテンツのライセンス供与を拒否された後に、別のところからウエストローの作った判例要旨を基に作られた2万5000件のBulk memoを購入して、それをAIのトレーニングデータとして利用して、ほとんど、判決文よりもウエストローの判例要旨に似ているものがアウトプットされてくるというような事案だったようでして、事案によって、これからもこういう判決が出てくるのかなと思います。

まず、生成AIの学習データの問題は、データ利活用の制度設計とか、データセンターの整備と併せて議論、検討していく必要があると思っております。データ利活用の制度設計については、デジタル行財政改革会議のデータ利活用制度・システム検討会ですごい頻度で検討されているところだと思います。その進捗を見ながら、知財本部として、本日、資料に入れていただいたような知財面の理論的整理をするということは、分野横断的に私は非常に有意義だと考えております。

次に生成AIのデータ開示の透明性確保に関する考え方については、先ほどのパリのサミットでも欧州と米国で考え方に違いもある上、欧州についてもEU AI法が2026年施行ということですが、53条のAI学習データの開示義務についても、具体化はこれからという段階ですし、また、今年9月施行予定というEUデータ法のIoTデータ共有条項について、営業秘密の取扱い条項があり、関連するモデル契約条項がつけられるはずなのですが、議論はされているとは思いますが、まだ明らかにはされていないということで、いずれにしても、強制力を含む具体的な制度設計については、海外においても発展途上にあるのではないかと思います。

ただ、今後、我々が議論していくときに政策ツールとして、これまでの知財分野での経験から幾つか考えられるとは思っております。

1つは、高い市場支配力を持つビッグテックのプラットフォーマーにデータ仲介者として管理者の役割を課すことです。管理者としての注意義務の程度は、対象によって分けることになるのではないかと考えられると思います。

もう一つのツールとしては、この開示の対象となる使用したという証拠が生成AI事業者側に偏在しているという、権利者側には分かりようがないという使用証拠の偏在問題に対応するためには、営業秘密について不正競争防止法5条の2で新設したような立証責任の転換規定も参考になるのではないかと思います。

最後に、最初の丸の2番目の「AI開発者への権利付与の在り方」については、特許小委でも検討されていると思うのですが、先ほど来、黒田先生、竹中先生、杉村先生、本田先生からあった御意見と私も同意見であります。本田先生がおっしゃったように、私もまさに2000年頃のリサーチツールの議論を思い出したところでもあります。なので、これについ

ては、知財本部として、いずれの論点についても、多角的にかつ横串を刺す意味での存在意義を発揮して議論していきたいと思えます。

以上です。

○渡部座長 ありがとうございます。

ほかに御発言はよろしいでしょうか。

では、村松委員、お願いします。

○村松委員 エンターテインメント産業を代表して発言させていただきます。

コンテンツ産業としては、変わらずAIに関して、オポチュニティーとリスクと言われれば、やはりリスクのほうに対する懸念のほうが強いと考えております。

著作権、肖像権、パブリシティー権等の権利侵害や不正利用も当然なのですが、そもそも論として、AIの利活用というのは、一般的にはどんどん推し進めていくべきだと思いますし、こちらの資料1の23にあるように、自動運転とか疾患原因分子の探索等々、本当に、一般の国民の皆さんの生活が豊かに便利になっていくというようなことは、当然国益にも資するので、どんどん進めていっていただきたいのですけれども、これは当然、ユーザーの皆さん、一般消費者の皆さんが望んでいるかどうかだと思うのです。

コンテンツに関しては、多分、皆さんもそうだと思うのですけれども、AIによって生成されたストーリーや表現や作品観によって感情を揺さぶられることをユーザーが求めているかどうかいうところです。だから、ファンコミュニティによる忌避感が非常に強く、炎上のおそれが強いというところがありますので、議論の前提として、既存法令が10年ぐらい前に制定された、今のようなAIの進展を想定したものではないというところから、リスク制限の観点から不透明な部分が多く存在すると思えます。AIのリスクに迅速に対応していくためには、既存法令も規律分野も含めて、制度対応の必要性を早急に検討していただきたいと変わらず思っております。

著作権法は、作風やデータ、声、それ自体は保護するものではありません。これらの保護を求める声もありますので、著作権法のための議論にとどまるものでもありません。先ほども大臣より、非常に強い、コンテンツ産業へ20兆という発言がありましたけれども、やはりAIによってクリエイターのモチベーションが低下して、未来のコンテンツ力が減少していくということが、産業に関して最大のリスクだと思っておりますので、本日1番言いたいことは、現在、AIに関して開示、許諾、還元等々、まだ仕組みが整っていないので、仕組みの検討を進めていただきたいのですけれども、先ほど、ほかの委員の方もおっしゃっていましたが、そもそも、仕組みの検討と既存法令の整合性が取れているのかどうかということも議論していただきたいなと思えます。よろしく申し上げます。

○渡部座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、それでは、ここまでの御議論で事務局から何かコメントはございますでしょうか。

大丈夫ですか。よろしいですか。

大変多くの御意見をいただきました。もう時間ですので、私もコメントをあまり多くする時間ありませんが、今日、議論を伺っていて、この創作者あるいは発明者、それから、利用者の間にAIというものが出現してきて、これをどのようにバランスを取ってその中に入れるかという御議論だと思います。ただ、これは、現在のバランスで考えるのと、それから、この先、10年にわたってどのようなになるのかということのを考量する必要があり、今のバランスで考えて、また、状況が変化したら変えるという考え方もあるのですけれども、今何かやることで将来を変えてしまうかもしれないという可能性も随所にあって、その取扱いが難しい。この問題の難しさだと思います。特に、スピードが速いので、そこが非常に多くの御意見が出た背景と理解をしております。引き続き、皆さんの御意見を踏まえて取りまとめに向かってまいりたいと思います。

これで予定の時間がちょっと過ぎておりますので、意見交換を終えたいと思います。委員の皆様におかれましては、貴重な御意見をありがとうございました。これで終了させていただきたいと存じます。ありがとうございました。